

## 会議録

会議の名称	西東京市立学校給食運営審議会（第4回）
開催日時	平成22年6月25日（金曜日）午後3時から午後4時45分
開催場所	保谷庁舎3階 第2会議室
出席者	委員：有澤会長・宍戸副会長・加藤（栄）委員・新出委員・林委員・中村委員・清水委員・加藤（智）委員・池谷委員・皆川委員・斉藤委員 （部会委員）佐藤委員・内田委員 （欠席）栗田委員・石井委員・終夜委員・横田委員・飯塚委員 事務局：山本学校運営課長・矢澤係長・近藤主任
議題	1 中学校給食の開始時期について 2 その他
会議資料の名称	なし
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>○有澤会長： 本日の議題に入る。諮問を受けた中学校給食の開始時期について、審議を進めていく。前回、開始時期を審議するうえで、西東京市立中学校給食開始準備検討委員会（以下「準備検討委員会」という。）の中間報告書の中で、開始時期に関わる部分を検討していくこととなったので、中間報告書に沿って意見交換を進めていく。</p> <p>まず、中間報告書3ページの各論1、「実施回数」では、小学校・中学校における授業日数等の違いにより、学校間で実施回数等の調整を図る必要があることを挙げている。小学校が休校日の場合の中学校の給食調理が課題として挙げられているが、これについて意見はあるか。</p> <p>○宍戸副会長： 小学校の振替休業日が問題である。学校公開日や運動会の日程を親子の小・中学校で同日に設定できれば、給食の問題は解決するが、兄弟で小・中学校に在籍している場合に、行事が重なるため、保護者が困るなどの問題が新たに生じる。</p> <p>○有澤会長： 中学校栄養士を配置することになっており、小学校休校日に小学校の給食室を利用して、調理員に指示を出せば、調理は可能と考えるが、施設管理上や法律上の問題があるのか。</p> <p>○矢澤係長： 事務局より回答する。法律上の問題はないと考えるが、準備検討委員会の中では、調理の組立等の作業については中学校栄養士の日常業務として想定していないため、年に数回、小学校休校日に給食調理の指揮を取るのは困難であろうとの結論であった。再検討の余地はあると考える。</p>	

○有澤会長：

中学校栄養士を配置するのであれば、日常的に調理作業等に参加させて調理に対応できる体制を整えれば良いのではないかと。調理作業に携わる必要がなければ栄養士の資格は不要ではないかと。

○加藤委員：

小学校には常勤の栄養士がいるが、中学校給食開始にあたり、配置される栄養士の役割、位置づけ、小学校栄養士との関わり方等、見えない部分が多い。中学校に配属されるようであるが、働く場所として小学校栄養士と同じ場所で勤務することはできないのか。

○有澤会長：

栄養士に関わる内容になってきたので、栄養士代表の委員に伺いたい。中学校栄養士が小学校休校日に小学校給食室を使用し、調理委託業者と中学校給食の調理が可能かどうか。献立や、食材発注などは小学校栄養士が中心に綿密な打合せを行っていると思うので、いきなり指揮をとるのは困難と思うが、事前に小学校栄養士や委託業者との連携が取れば、実施が可能か。

○林委員（栄養士）：

中学校栄養士の位置づけ、仕事の分担が不明であるが、給食室の運営について小学校の施設管理については校長・副校長が中心となっている。停電や断水など突発的な事故があった場合に、中学校栄養士と調理委託業者だけでは対応しきれない可能性がある。現状では明確にできる・できないの判断はできない。

○有澤会長：

中学校栄養士の位置づけ、役割分担が不明であること、突発的な事故に対する対応が心配であるとのことである。今後の検討の中で、始めからできないと決めるのではなく、子供にとって最善の方法を取るため、工夫をしていく必要があると思われる。

○有澤会長：

次に、各論2、「小学校と中学校の給食提供の調整」に移る。前回、開始時期について、9月の暑い時期は避けた方が良いという意見と、当初より細心の注意を払って臨んだ方が良いとの意見があった。ここでは暑さについては触れておらず、中学校までの配送時間だけでなく、各教室前までのコンテナ配送の時間を考慮して、中学校分の給食調理の組立について工夫が必要であるとしている。食中毒防止の観点から、調理から食べるまで2時間以内という原則を守るうえで、調理の工夫について、栄養士の立場から意見はあるか。

○林委員（栄養士）：

9月の暑さについては、献立なども工夫できるので、大きな問題はない。小学校給食を新規民間委託化する場合にも4月開始の要望があるが、人の入れ替えもあり、混乱の生じる時期なので、中学校給食の開始にあたっては、準備期間が確保でき、人の入れ替わりが少ない9月開始がスムーズに移行できると考える。

○有澤会長：

暑さに対しては、常に細心の注意を払っており、問題はないとの事である。むしろ夏休みに準備期間が取れることが重要であるとの事である。2時間喫食の問題であるが、現状の中学校の昼食時間は事務局でわかるか。

○矢澤係長：

中学校の昼食時間であるが、統一されていない。教育指導課の資料では12時00分開始が1校、12時35分開始が3校、12時40分開始が4校、12時45分開始が1校で、昼食時間はいずれも20分である。

○有澤会長：

この時間を考慮して、小・中学校の給食調理の組立は可能か、栄養士の意見を伺いたい。

○佐藤委員（栄養士）：

現状では、中学校分を先に調理し、搬出しなければ、小学校の給食調理を開始できない。小学校の給食時間の変更は困難なので、中学校側の給食時間について親子の学校間で調整し決定することになる。

○有澤会長：

2時間以内の喫食は法で決められたことか。

○佐藤委員（栄養士）：

決められてはいないが、調理後2時間以内で給食できるように努めることとなっている。

○林委員（栄養士）：

中学校の昼食時間についても、現在、給食を前提とした設定ではなく、今後の検討が必要である。配膳・片付けの時間が必要になるので、現状の時間設定では無理がある。西東京市がモデルとした調布市では、中学校分の給食を11時半を目標に調理・搬出し、小学校の調理に入っている。

○有澤会長：

11時半に調理を始めて小学校分の給食が間に合うか。

○林委員（栄養士）：

下準備は中学校分の調理と平行して行っていた。最後の煮る、炒めるなどの仕上げは、中学校分と同時に調理ができないので、中学校分を調理後、釜などの洗浄を行い、小学校分の調理・配膳を行うことになる。

○有澤会長：

調布市の流れを参考にすると、調理が可能との事である。  
ここまでのところで、意見、質問はあるか。

○新出委員：

補足するが、2時間喫食については、HACCP（ハセップ）という安全基準があり、調理の際に中心温度が何度以上で何分間の加熱といった決まりがある。これにより細菌を殺菌、繁殖を防ぐことができるので、2時間以内に喫食できれば安心という基準である。ホテル・病院等でも同じ取り扱いである。

○有澤会長：

調理の際に温度管理がしっかりしていれば安心との事である。

配送コンテナについては外気の影響を受けない材質・構造であれば問題ないと思うがこの点についてはどうか。

○矢澤係長：

温度管理に関して、現在、小学校給食の調理においても、中心温度計を使用し、安全基準に則った調理を行っている。中学校給食開始にあたり小学校給食室に新設するスチームコンベクションオープンも中心温度の計測機能が付いている。配送に関しては、中学校給食に使用する食缶・バットは断熱性の高いものを使用し、温かいものは温かく、冷たいものは冷たいまま運べるよう考慮している。コンテナそのものには特別な断熱・保温機能はないが、熱いものはコンテナ上段に、冷たいものはコンテナ下段に入れ、配送中に熱が伝わりにくいよう、設計している。配送トラックは断熱仕様の車両を想定している。

○有澤会長：

調理・配送・コンテナ等についても、温度管理に十分に配慮して、設計しているとの事である。次に、給食室の整備と、人的配慮についての記載があるが、給食調理委託に関して契約内容の変更を予定しているということか。

○矢澤係長：

中学校給食開始にあたり契約の変更を予定している。また、調理員の人員増に合わせて、調理室、休憩室等の設備について改修工事の設計に盛り込んでいる。

○有澤会長：

了解した。次に中学校側での検討課題である。配送コンテナの設置場所について、コンテナプールスペース、給食配膳室の設置はなく、教室前まで配送することになっているが、これについて事務局で補足説明願いたい。

○矢澤係長：

建築基準法の改正により、増築時の条件が厳しくなっている。現在、中学校給食開始にあたり、昇降機設置のための増築について建築指導事務所と協議を行っているが、様々な資料の提出や、既存建物の調査・改修実施について指示がある。増築面積が一定基準を超えると、さらに審査が厳しくなる。今回、限られた時間・予算の中で、中学校給食を実現するため、コンテナプールスペース、給食配膳室の増築は見送らざるをえなかった。中学校に配膳室を設け、クラスごとの配膳台に載せ替えて、各教室へ配膳することが望ましいが、当市ではコンテナを直接、各教室の前まで配置することになる。

○有澤会長：

直接、教室へ運ぶことで問題は生じないか。

○矢澤係長：

保健所に協議・相談を行った際に、温かいものを入れるコンテナと、冷たいものを入れるコンテナに分けた方が良いとの指摘があった。配膳室が増築できれば可能であるが、当市では断熱仕様の食缶・バット等の使用、積載方法等の工夫で、温度管理に配慮することを保健所に説明している。また、積み降ろしの際にコンテナが雨に濡れる可能性があり、対策について配送業者と相談を行っている。

○有澤会長：

建築基準法、空きスペース、経済上の問題等もあると思うが、西東京市のすべての中

学校で、配膳室の確保は無理だったのか。

○山本課長：

配膳室が確保できる学校もあるが、特定の学校が優遇されることは、望ましくないとの教育委員会の判断があり教育環境の平等化という観点から、実施方法を統一した。小学校側の給食室を増築しないこと、中学校側も昇降機設置のための増築に限定した理由は、期間と費用の問題である。増築にあたり、変更箇所を東京都の建築指導事務所へ届け出るが、その際、建築基準法改正後の基準に合わせて必要な改修箇所の指示があり、この改修を実施しないと増築が認められない学校が出てくる。これらを考慮し、小学校、中学校ともに同じ条件で実施することとした。

○有澤会長：

配膳室の整備が可能な学校もあるが、教育環境の平等化、中学校給食の早期実現と、予算上の問題もあり、実施方法を統一したとの事である。これについて意見はあるか。今後、中学校側の配膳室を整備する予定はあるか。

○山本課長：

まず、中学校給食の実施が最大の目標である。配膳室の整備のほか、中学校で給食を調理できないかといった意見もあるが、この点に関しては今後の課題となる。

○有澤会長：

了解した。他に意見はあるか。

○池谷委員：

中学校へのコンテナ配送について、小学校では調理員が教室のそばまで配膳車で運び、児童へ受け渡すまで、立ち会っていると思うが、中学校ではどのような対応になるのか。

○矢澤係長：

クラス前にコンテナを配置するが、立会いはない。安全対策として、鍵付きのコンテナを使用して、第三者による異物混入等を防止する。配送人員は2名を想定しており、見張りのための人員配置は難しいと考える。

○有澤会長：

配送業者がクラス前に配送した後の管理は中学校側の対応となる。コンテナには鍵が付くので異物混入については問題ないとの事である。

次に、牛乳給食との関係であるが、牛乳配膳室の整備について事務局より説明願う。

○矢澤係長：

牛乳配膳室は9校中、8校については既にあり、牛乳配膳室がないのは田無第三中学校1校のみである。現在、屋外に庇を出して、牛乳保冷庫を設置しているため、中学校給食に合わせて、牛乳配膳室を設けて移設する予定である。牛乳配膳については現在、ミルク給食を実施しているので、従来どおり中学校に納品、学校でクラス別の配膳を行う。

○有澤会長：

了解した。次に配食の時間について、事故防止のため、原則として休み時間を避け、授業中にコンテナを教室前に配置することになっているが、先ほどの2時間喫食の原則

を守りつつ、対応が可能なのか。

○林委員（栄養士）：

およそ11時30分に小学校から搬出すると、中学校の給食前の授業中にコンテナ配置が可能であり、心配はないと思う。

○有澤会長

了解した。次の予備食器の保管場所であるが、この場所は確保できるのか。

○矢澤係長：

数量として1クラス分を確保できれば十分と考えており、各学校の状況に応じて、牛乳配膳室、職員室等で保管することを想定している。

○有澤会長：

了解した。次の共通課題である。トラック輸送時の安全確保について、配送業者は学校ごとに異なる業者となるのか。

○矢澤係長：

第1期と第2期の学校では開始時期が異なるため、業者が変わる可能性があるが、事故発生時の代車の手配等を考慮すると、同一業者であることが望ましいと考える。また、車両は各校1台、配送人員2名の契約をする予定である。

○有澤会長：

了解した、次に、各論3、「給食の申し込み方法」に移る。

希望者の事前申込み制で、学期ごとの申込みが適当との内容である。学期途中の変更等が可能なのか等、疑問があると思うが、市民・栄養士の立場で各委員の意見はあるか。

○佐藤委員（栄養士）：

細かな点までは、検討が終わっていないが、転入生等への対応もあるので、同様の取り扱いで学期中の変更は可能と考える。

○有澤会長：

学期中の変更は、転入生もあり対応できるとの意見である。ただ、事務が煩雑になる可能性があるため、今後、取り扱いについて検討していく必要がある。

○有澤会長：

各論の4、「家庭弁当希望者への対応」に移る。これについては、給食、家庭弁当それぞれに良さがあり、給食当番の問題については各学校での判断となる。本日は、ここまでとする。ここまでのところで、意見、質問等、各委員より一言ずつ、発言を願う。

○清水委員：

各論3の「給食の申し込み方法」であるが、学期ごとの申し込みと合わせて、給食費を支払うことになるのか、保護者の中には、教材費や修学旅行の積み立てもあり、申し込みと同時の支払いは負担になるとの声がある。

○有澤会長：

各論の3は、学校栄養士の立場から、食数の把握、食材発注の必要性から、学期ごと

の申込みが適当であるとの内容で、給食費の徴収方法については、次回、各論の6、「徴収方法と還付」のところで意見を伺う。

○加藤委員：

小学校で給食を経験している保護者にとっては、中学校給食が、每学期申し込みが必要になることで、戸惑いが生じる可能性がある。また、実際に給食が始まり、生徒のほとんどが給食を申し込んだ場合、家庭弁当を希望した方が給食への変更を希望することも考えられ、事務が煩雑になる可能性があると思われる。

○有澤会長：

開始にあたっては、申し込みの方法等についても事前に十分な説明を行い、保護者の理解と協力を求める必要があると考える。

○池谷委員：

小学校児童の献立と、中学校生徒の献立は基本的に同一メニューで量を変えるとのことであるが、栄養面で問題はないか。

○新出委員：

問題ない。単純に量を増やすのではなく、おかず、主食の比率を調整することで、年齢に応じた栄養バランスの取れた、給食の提供が可能である。

○斉藤委員：

開始時期について、調布市の資料をみると、詳細は不明であるが4月開始となっている。9月開始の理由として給食調理業務委託の関係が挙げられているが、西東京市ではできないか。

○林委員（栄養士）：

業務委託の問題もあるが、学校側の準備の問題が大きいと思われる。4月に栄養士が異動、委託業者も変わるということになると、混乱が予想されるため、栄養士の異動がなく、準備期間が十分に取れる9月が安全と考える。

○有澤会長：

この審議会では開始時期を検討するうえで、貴重な意見として伺っておく。

○皆川委員：

保護者から出た疑問として、万が一食中毒等が発生した場合、原因の特定や、調理委託業者、運送委託業者どちらの責任なのか明確にできるのか、また、保険のようなものはあるのか。

○矢澤係長：

コンテナに給食を入れ、鍵を掛けるまでは調理委託業者の責任である。配送委託業者はコンテナ内部に触れる事はないが、念のため配送委託業者にも、調理委託業者と同じレベルで腸内細菌検査の実施を義務付ける。責任賠償保険については、すでに小学校で調理委託を行っているので、同じ内容での取り扱いとなる。

○新出委員：

補足する。集団給食の場合、食中毒の原因究明のため、検食という制度がある。給食に使用した食材、調理した給食のサンプルについて、マイナス20度で2週間の保存を行

っており、食材や調理作業中に原因菌が混入した場合には、検食の分析により原因究明が可能である。

○新出委員：

様々な課題が見えてきた、期待と同時に不安もあると思う。こうした保護者の疑問に答えるQ&Aのようなものを準備できれば良いと思う。

○加藤（栄）委員：

中学校現場の立場として、2時間以内の喫食という点では、現在、変則的な時間に昼食を取っている講師等の給食時間の問題がある。また、給食と家庭弁当が混在する中で給食指導をどう実施していくか等、難しさを感じている。

○有澤会長：

給食の選択制を取っている自治体での給食申込み状況について把握しているか。

○矢澤係長：

近隣市では、ほとんどの自治体在选择制を取っている。西東京市がモデルとした調布市では95パーセント以上の生徒が給食を選択している。

○有澤会長：

選択制を取っている自治体でも、ほとんどの生徒が給食を選択しているとのことである。本日はここまでとし、次回も引き続き意見交換を行う。最後に副会長よりまとめをお願いします。

○宍戸副会長：

基本的には中学校給食を望む声が大きく、実施が決まった状況があるので、多くの生徒に利用していただきたい。より良い給食を実現できるよう、引き続きご協力いただきたい。

○有澤会長：

これにて、本日の審議会を終了する。